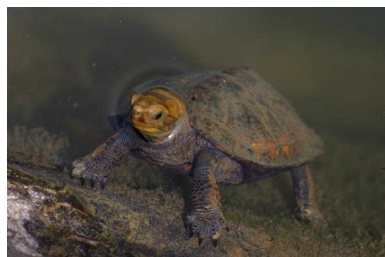
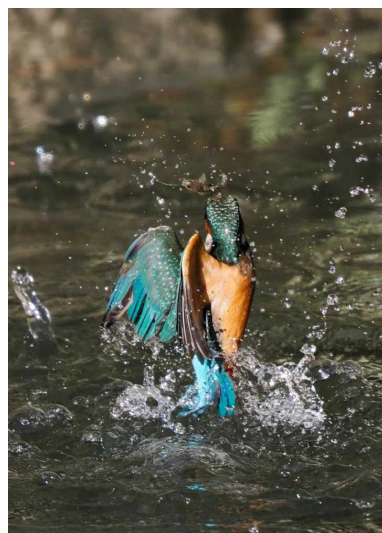
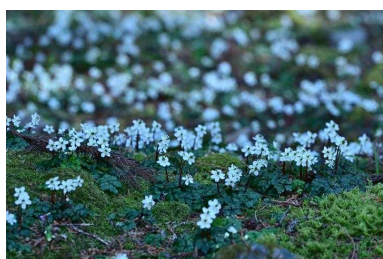


ふるさとの いのちをつなぐ こうちプラン
生物多様性こうち戦略
【2024改定版】



令和7年10月
高知県

生物多様性とは

私たちが暮らす高知県は全国有数の森と川、海の県です。この自然と生きものを守り、その恵みを将来にわたって享受しつつ、受け継がれてきた歴史や伝統文化をつなげていくために、私たちは生物多様性「生きものの豊かさ」を保全していかなければなりません。地球上には3,000万種ともいわれる多様な生きものが生まれ、その一つひとつに個性があり、支え合って生きています。生物多様性条約では、“生態系の多様性”、“種の多様性”、“遺伝子の多様性”という3つのレベルで多様性があるとされています。

(1) 生態系の多様性

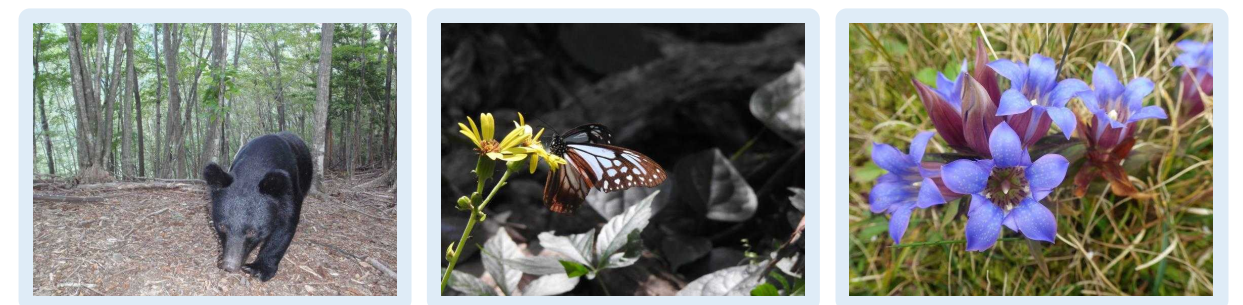
大気、水、土壌といった環境要素が相互に関わりながら、例えば、ブナ林や河川、藻場といった、一つのシステムとして機能する環境のまとまり（生態系）が多様に存在すること



森林・河川・海などさまざまなタイプの自然環境が存在する

(2) 種の多様性

地球上のさまざまな環境に合わせて生きものが進化した結果、動植物から細菌などの微生物、未知の生物も含めて現在約3,000万種ともいわれる多様な生物が暮らしていること



動物や昆虫、植物などさまざまな生きものが種の多様性を構成する

(3) 遺伝子の多様性

同じ種類の生きものでも、個々の個体でさまざまな遺伝子の組合せを持っていること



アサリやナミテントウの模様はさまざまであるが、これは同じ種の遺伝子の多様性によるもの

生物多様性の恵みと危機

○生物多様性の恵み（生態系サービス）

地球の環境とそれを支える生物多様性は、人間を含む多様な生命の長い歴史の中でつくられたかけがえのないものです。生物多様性がもたらす様々な生態系の恩恵、いわば“自然の恵み”を「生態系サービス」といいます。

供給サービス

食料や水など私たちの暮らしに必要な資源を供給してくれること



森林や水田、海などの自然からもたらされるもので、私たちの衣食住を支えています。

調整サービス

私たちが暮らしやすい環境になるよう、生態系がバランスをとってくれること



大雨が降っても水量を調節して洪水や土砂流出を防ぐ機能などが含まれます。

文化的サービス

生態系によって醸成される地域性を持った文化や価値が保たれること



山や川、海などを活用したキャンプやハイキング、カヌーなどのアクティビティも文化的サービスの一つと考えられます。

基盤サービス

上記3つのサービスを継続的に支える基盤



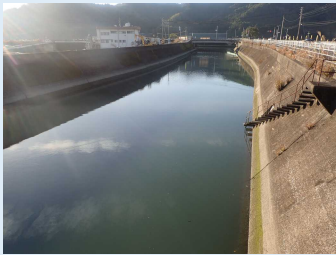
植物の光合成による酸素の生成や植物の生長を支える栄養塩、水の循環などが該当します。

○生物多様性の4つの危機

「生物多様性国家戦略2023-2030」では、直接的な損失要因を以下の4つの危機とし、整理しています。これらの要因と背後にある社会経済の変化などの間接的な要因が組み合わさって作用し、生物多様性への複合的な圧力を生み出します。

第1の危機

人間の活動や開発などが生物多様性に及ぼす影響



沿岸地域の埋立や河川のコンクリート護岸等により、生物多様性の損失が指摘されています。
(写真は、改修された河川のコンクリート護岸)

第2の危機

自然に対する人間の働きかけが縮小撤退することによる影響



人口減少や高齢化の進行に伴い人間活動が縮小し、奥山や里山が荒廃、環境変化することで、多様な生きものが絶滅の危機に瀕しています。
(写真はニホンジカの食害)

第3の危機

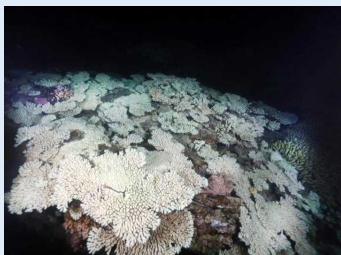
人間によって持ち込まれた外来種や有害な化学物質による生態系への影響



外来生物が在来種の生息場所を奪うなどして、生態系に大きな影響を与えています。
(写真は捕獲されたハクビシン)

第4の危機

地球温暖化など地球環境の変化による生物多様性への影響



海水温の上昇を一因とするサンゴの白化現象が確認されています。
(写真は海水温の上昇により白化したサンゴ群集)

1992年、リオデジャネイロで開かれた国連環境開発会議（地球サミット）で「生物多様性条約」及び「国連気候変動枠組条約」が採択され、2022年にはCOP15で新たな世界目標である「昆明・モンテリオール生物多様性枠組」が採択されています。同枠組では、2030年までに生物多様性の損失を止め、回復軌道に乗せること（ネイチャーポジティブ）を目指し、23の行動目標が定められました。

我が国では、2023年3月に「生物多様性国家戦略2023-2030」が閣議決定され、2030年までのネイチャーポジティブ実現に向け「30by30目標」が掲げられています。その目標達成のために「自然共生サイト」（OECM）の認定登録制度も開始されています。

（１）生物多様性条約

地球規模の広がりでは生物多様性を考え、その保全を目指す国際条約。「生物多様性の保全」「生物多様性の構成要素の持続可能な利用」「遺伝資源の利用から生じる利益の公正かつ衡平な配分」の3つを目的にしています。

（２）昆明・モンテリオール生物多様性枠組

2022年に採択された生物多様性に関する世界目標。2030年までに生物多様性の損失を止め、回復軌道に乗せることを目指し、4つの状態目標（あるべき姿）と23の行動目標（なすべき行動）が定められました。

（３）生物多様性国家戦略2023-2030

生物多様性の保全と持続可能な利用に関する国の基本的な計画で、「昆明・モンテリオール生物多様性枠組」の達成に向けて必要な我が国が取り組むべき事項が掲げられています。ネイチャーポジティブ実現に向けた5つの基本戦略と戦略ごとの状態目標、行動目標が設定されています。

（４）ネイチャーポジティブ（自然再興）

「自然を回復軌道に乗せるため、生物多様性の損失を止め、反転させる」という生物多様性における重要な考え方で、「自然再興」と訳されます。自然を守り持続可能に活用していくためには、今一度「自然」の価値を的確に認識して、自然の理に合わせた行動を選択するよう、個人と社会の価値観と行動の「再考」を同時に進めることも重要です。

（５）30by30（サーティ・バイ・サーティ）目標

ネイチャーポジティブというゴールに向け、2030年までに陸と海の30%以上を健全な生態系として効果的に保全しようとする目標です。現状（2021年時点）、我が国では陸域20.5%、海域13.3%が保護地域として保全されています。

（６）自然共生サイト（OECM）

「民間の取組等によって生物多様性の保全に貢献するような管理がなされている区域」として国に認定された場所のこと。自然共生サイトのうち、保護地域との重複を除いた区域がOECMとして国際データベースに登録されます。

（例）企業の森、自然観察の森、水源の森、社寺林、里地里山、河川敷、海岸、文化歴史的な価値を有する地域 など

高知の自然・生きもの・人の暮らし

私たちが暮らす高知県は全国有数の森、川、海の県であり、さまざまな生きものが生息・生育しています。また、これらの自然環境特性を活かした農林水産業が発展してきました。

この自然と生きものを守り、その恵みを将来にわたって享受しつつ、受け継がれてきた歴史や伝統文化をつなげていくために、私たちは生物多様性、“生きものの豊かさ”を保全していかなければなりません。



四国地域で絶滅が危惧される
ツキノワグマ



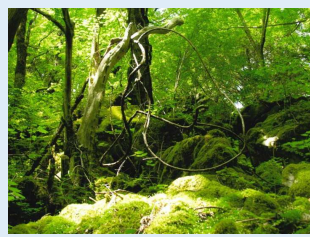
シオマネキ



トサヒラズゲンセイ



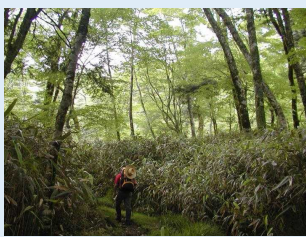
アオウミガメ



横倉山山頂の空地



棚田



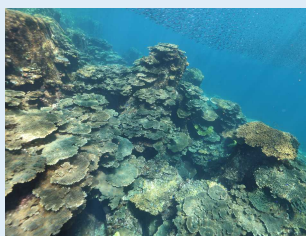
(Before)
三嶺における林床植生の衰退と土壌流出



仁淀川



ウグイの産卵



サンゴ群集



川での釣りを楽しむ人



大敷網（大月町）



川遊び



ダイビング



ホエールウォッチング



アオリ漁



黒炭づくり



皿鉢料理



土佐和紙

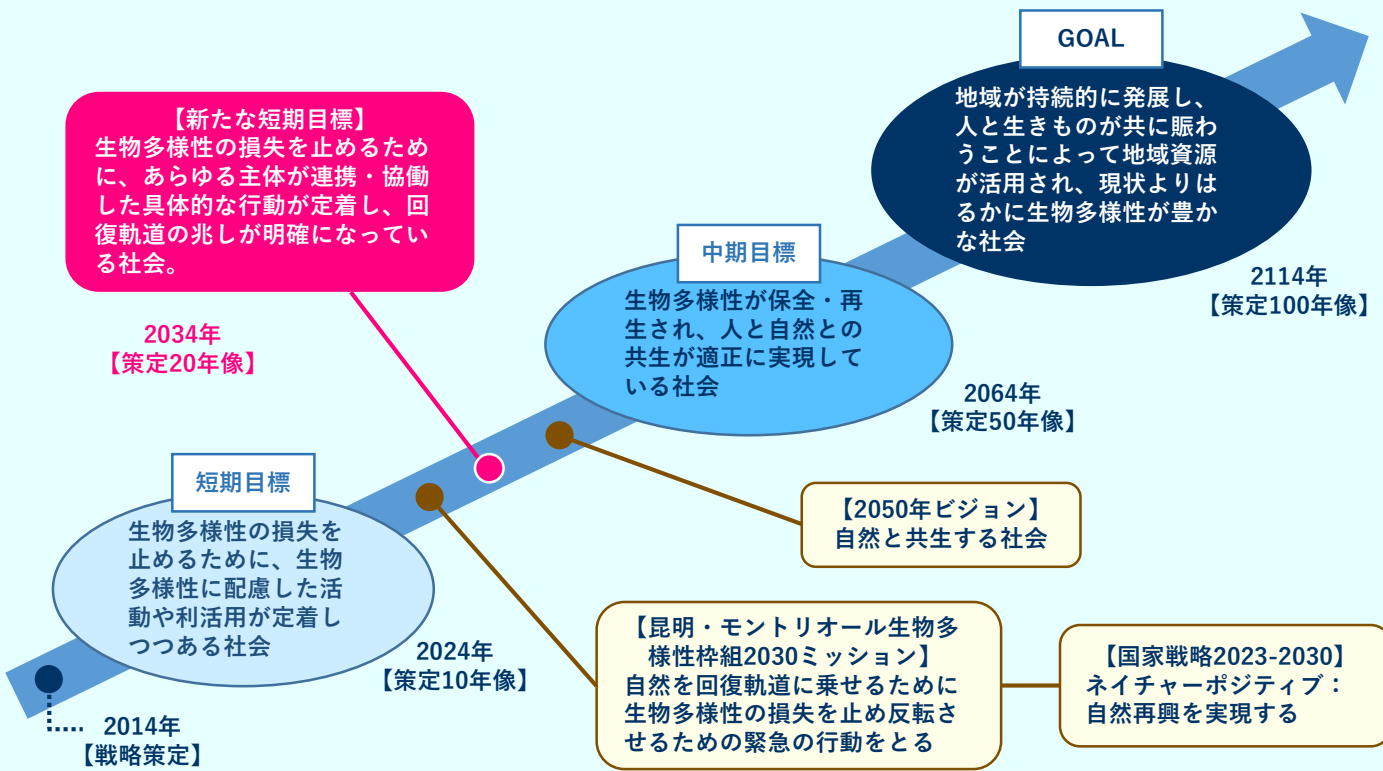
生物多様性こうち戦略で目指す将来像は、現在よりもはるかに生物の多様性が豊かに維持されている社会です。次のページに生物多様性こうち戦略で目指すべき姿のイメージを示しています。

本県は北に四国山地がそびえ、南には太平洋が開けており、森から川、里、海のつながりが分かりやすい地形となっています。生物多様性の再生・保全のためには、このつながりを正常化することにより、水や物質の循環が維持されることが必要です。このような姿が50年後、100年後に当然のごとく存在している社会を目指していきます。

基本理念

ふるさとの いのちをつなぐ
～豊かな生きものの恵みを受けて美味しく 楽しく ずっと暮らそう高知県～

戦略では2014年の策定から100年先（2114年）を見据えた目標（目指すべき姿）を設定し、その目標達成のために50年後（2064年）の中期目標（目指すべき姿）を設定しています。今回の2024改定では、新たな短期目標として、2034年のあるべき姿を位置づけています（下図参照）。この短期目標を達成するための10年間で当面の計画期間とし、社会情勢の変化などを考慮して予防的・順応的に取組を進めていくため、原則として5年目に戦略の見直しを行うこととしています。





文字が読みづらい場合は、こちらのQRコードからご確認ください。



山

たくさんの生きものがすみかとし、
保健休養の場としての役割も持つ
天然林と人工林がバランスよく配置された
清らかな水や豊富な水質資源をもたらす森

川

山林からの適度な土砂供給と
健全な侵食・運搬・堆積作用により
湖・沼・砂州からなる
多様な河床形態が維持された川

海

陸と一体となった取組により維持される
干潟や塩田、サンゴ群集と
持続的に水産資源が供給される海

まち

いたるところに緑があふれ、水質浄化や
再生可能エネルギーの活用、清掃活動など
環境に配慮した市民生活が日常化したまち

里

地域資源の持続的利用により
生態系が維持され、
伝統・文化を受け継ぎながら
人と自然が共生する里

クマタカを育む
奥山の森林

スギ・ヒノキ林と
広葉樹からなる
針広混交林

持続的な水産資源の
利用・処置により
適正に管理された人工林

人々の営みにより維持される
里山の緑生・景観

地域の環境保全に関わる活動

里からの驚かりを確保した
緑地や牧場

コンパクトに集約された市街地

生物が生き残る
都市内河川

良好なアユの産卵場

良好な海草場

干潟

潮干狩り

豊かな塩田

カサゴ

イワシ

クジラ

美しいサンゴ群集

海辺でのレクリエーション
水中観察

ウミガメが産卵できる砂浜

○生物多様性こうち戦略

生物多様性基本法第13条第1項の規定に基づく、生物多様性の保全及び持続可能な利用に関する高知県の基本的な計画

○生物多様性こうち戦略行動計画に基づくこれまでの主な取組（平成26年度～令和5年度）

「生物多様性の損失を止めるために、生物多様性に配慮した活動や利活用が定着しつつある社会」を令和6年（2024年）のあるべき姿として短期目標に掲げ、その実現に向けて4つのプランに整理した取組を実施

プラン1
知る・広める

・環境活動支援センター「えこらぼ」による環境イベント等の情報発信
・環境学習に係る講師の派遣・紹介や生物多様性に関する啓発 など

プラン2
つなげる

・野生生物の生息・生育に関する基礎データの蓄積と標本の保管
・生物多様性こうち戦略推進リーダーの養成 など

プラン3
守る

・ニホンジカ等の個体数管理や新たな狩猟者の育成
・NPO等民間団体が行う里山の保全整備の支援
・希少野生植物の食害調査、防護柵による保護 など

プラン4
活かす

・地域固有の在来種に係る遺伝資源の保存等の推進
・一次産業における担い手確保や育成事業 など

○生物多様性をとりまく国内の状況（「生物多様性国家戦略2023-2030」より）

我が国の生物多様性の損失速度は過去50年間で緩和されてきたものの損失を回復するには至っていない。
2030年までに「自然を回復軌道に乗せるため、生物多様性の損失を止め、反転させる」社会の実現を目標に位置づけ、30by30目標などが行動計画として示された

○高知県の生物多様性の状況（直近10年間）

高知県の生物多様性に関係する指標では、生物多様性に係る状況について、改善の兆しがまだ確認されていない（改善傾向にあるのは34項目中6項目に留まる）

主な指標	直近の推移	増減	傾向
絶滅危惧種(動物)	227種(2002年)⇒276種(2018年)	+49	増加
絶滅危惧種(植物)	730種(2010年)⇒721種(2022年)	△9	横ばい

○これまでの取組等を踏まえた課題

1 生物多様性の重要性を社会に浸透させる取組
2 生物多様性保全を支える新たな担い手を増やす取組
3 生物多様性保全が図られている区域を広げる取組

}
⇒

一定の成果も見られるが、
更に伸ばしていくことが必要

国家戦略と連動した取組が必要

生物多様性こうち戦略【2024改定版】のポイント

「生物多様性の損失を止めるために、あらゆる主体が連携・協働した具体的な行動が定着し、回復軌道の兆しが明確になっている社会」を令和16年(2034年)のあるべき姿として短期目標に掲げ、課題に対応する取組を強化

プラン1 知る・広める

ポイント：生物多様性の重要性に関する普及啓発の強化

地域の自然や生きものを通じた環境教育の実施など、多面的な普及・啓発活動に取り組む

- 地域の自然や生きものと生活などとの関わりを学ぶ
環境学習の実施
- 県民参加型の動植物調査の実施による、自然や生きものと
ふれあう機会の提供
- 生物多様性保全に取り組む団体・個人の表彰事業による
普及啓発 など



子どもたちによる水生生物調査の様子

プラン2 つなげる

ポイント：生物多様性保全の新しい担い手の確保や保全活動を
サポートする取組の強化

さまざまな主体による生物多様性の保全に向けた活動を持続的に行うため、
指導的役割を担う人材育成等に取り組む

- 生物多様性こうち戦略推進リーダーの更なる確保
- 生物多様性こうち戦略推進リーダー自身の知識・実行力の
向上を図るスキルアップ講座の実施
- 環境先進企業との連携による環境保全等の取組の促進 など



広葉樹に関する勉強会の様子

プラン3 守る

ポイント：生物多様性保全が図られている区域の掘り起こし

希少な動植物の保護や生態系等に被害を及ぼすおそれのある野生鳥獣による被害の防止等に加えて、
生物多様性の保全が図られている区域の拡張に取り組む

- 自治体や企業等が保有する森林等について、自然共生サイトの
認定を受ける取組を推進
- 公共工事における生物多様性に配慮した取組の強化
- ニホンジカ等の個体数管理や希少野生植物の食害調査、
防護柵による保護 など



イシダテクサタチバナ（地域固有種）

プラン4 活かす

ポイント：地域産業の持続と活性化の推進

生物多様性と密接に関わる第一次産業の維持・発展に向けて取り組む

- 地域における生物資源利用の推進
- 一次産業における担い手確保や育成事業 など



土佐備長炭

2024改定戦略では、前戦略と同様の目標指標に加え、新しい目標指標を掲げています。今後の10年間（2024年度～2033年度）で取り組む内容を、大きく4つのプランに分け、合計で13の取組とその具体的な行動計画を定めています。

PLAN1 知る・広める：生物多様性の価値を把握し、社会全体で共有する

取組1-1 生物多様性の普及・啓発

生物多様性の意義などについて社会的理解を高めるため、生物多様性の保全活動の事例などについて情報発信に努めるとともに、生物多様性に関する研修会やイベント等の開催などの普及啓発活動に取り組みます。

取組1-2 地域の生物多様性から学ぶ教育の推進

生物多様性について学ぶことができるように、学校や事業所等における、地域の自然や生きものと生活や歴史、文化、伝統産業などとの関わりを学ぶ体験学習や観察活動などの環境教育を推進します。

取組1-3 身近な自然とのふれあいの場の整備と五感で感じる機会の提供

森・川・海等の自然環境を環境教育の場として活用し、身近な自然や生きものにふれながら、五感を通じて生物多様性を学ぶことができるように、人と自然がふれあう場の整備や人と自然がふれあう機会の提供を推進します。

PLAN2 つなげる：生物多様性を支え、次世代につなぐ仕組みと基盤をつくる

取組2-1 生物多様性の調査と研究

生物多様性の保全に必要な基礎的データを得るため、在来の野生動植物や外来生物の生息・生育状況などに関する調査と研究に取り組みます。

取組2-2 生物多様性保全・回復のための体制の強化

生物多様性の価値などを地域に浸透させ、生物多様性の保全や再生への持続的な取組を促進させるため、地域で生物多様性の普及・啓発や学習を行う際に中心的、指導的役割を担う人材を育成します。

また、生物多様性に関する情報の共有や交流活動を促進させるため、さまざまな関係者をさまざまな形でつなげるための仕組みづくりを行います。

PLAN3 守る：自然環境の保全と回復を図る

取組3-1 すぐれた自然環境の保全と管理

森・川・里・海・まちにおける環境と生きものの多様性を守り、多様な生態系による多様な生態系サービスの維持増進を図るための取組を推進します。

取組3-2 希少野生動植物等の保護と管理

希少野生動植物の不当な採捕の防止や保護区等の見直しなどにより、希少野生動植物等の保護と管理を行います。

取組3-3 特定鳥獣の個体数管理と外来生物対策の推進

地域の生態系に著しい影響を及ぼすおそれのある特定鳥獣や侵略的外来生物について、普及啓発及び個体数管理や駆除などを推進します。

取組3-4 生物多様性に配慮した公共工事等の推進

周辺環境に著しい影響を及ぼす可能性のある公共工事等の実施にあたっては、周辺の環境や動植物などへの配慮に努めます。

また、一定規模以上の公共工事等については、環境影響評価制度や文化環境評価システムを活用し、周辺環境や動植物などへの配慮について、実施主体に対して必要に応じて意見を述べ、公共工事等による環境負荷の低減に万全を期します。

取組3-5 地球温暖化の防止や循環型社会の構築へ向けた取組の推進

動植物の生育・生息環境を保全するため、地球温暖化の防止や循環型社会の構築に向けた各種の取組を推進し、自然や資源を活かし、豊かに暮らす脱炭素社会の実現を目指します。

取組3-6 生態系の健全性を回復させる取組の推進

2030年までのネイチャーポジティブ（自然再興）の実現に向けた30by30目標の達成を目指すため、自然公園をはじめとした既存の保護地域や自然共生サイト（OECM）の認定制度による保全を推進します。

PLAN4 活かす：生物多様性の恵みを活かした地域産業の持続と活性化を促進する

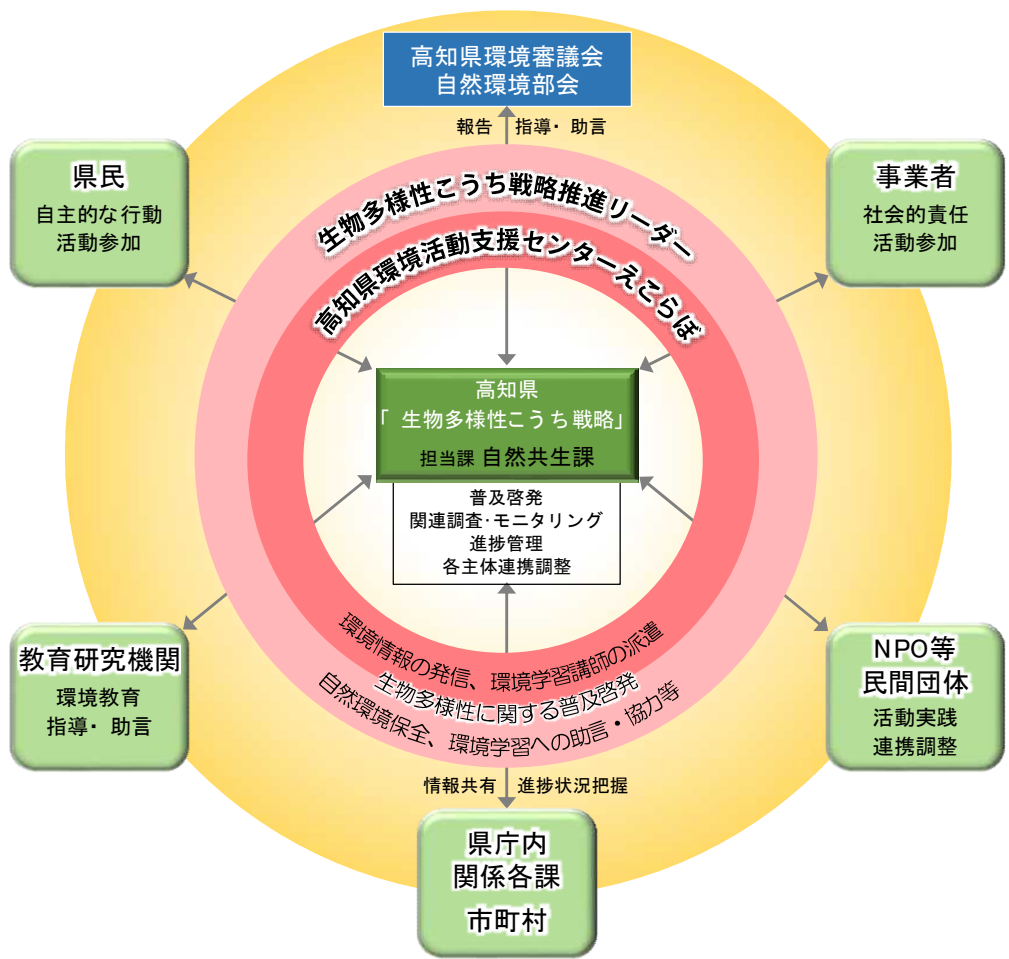
取組4-1 生物多様性に立脚した地域資源の活用の促進

地域の特色のある自然や生きものに支えられてきた伝統的な文化や産業の継承と振興を図るとともに、地域における生物資源利用の向上を図ります。

取組4-2 生物多様性に密接な関係を有する第一次産業の強化

生物多様性と密接な関係を有する第一次産業の持続可能な振興を通じて、生物多様性の保全を図ります。

- 生物多様性の保全を推進していくためには、県民挙げての行動が必要です。生物多様性の重要性が社会の中で広く理解され、誰もが生物多様性に配慮した行動をとれるよう、各主体が協働・連携して取組を推進していきます。
- 各取組の進捗状況は、毎年度高知県環境審議会自然環境部会に報告し、同部会で点検・評価します。



生物多様性こうち戦略【2024改定版】概要版 令和7年10月

高知県 林業振興・環境部 自然共生課
〒780-0850 高知県高知市丸ノ内1-7-52
TEL : 088-821-4554 FAX : 088-821-4530 メールアドレス : 030701@ken.pref.kochi.lg.jp

※生物多様性こうち戦略【2024改定版】の全体版は高知県自然共生課ホームページでご確認ください。
URL : <https://www.pref.kochi.lg.jp/doc/kochisenryaku/>

